

まつりつくば2022イベント募集要項

(趣旨)

第1条 まつりつくば2022のイベント募集について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 募集を行うことで、魅力的なアイデアを持つ団体を受け入れるとともに、市民参加の拡充を図る。

(応募条件)

第3条 次に掲げる事項をすべて満たすこと。

① 自主的にイベントを開催できること。

イベント開催に要する費用は、原則として応募者の自己資金を充てること。

自己資金での運営が困難である場合、イベントの実施に必要な費用を助成する、まつりつくばイベント助成金（以下、「助成金」という。）の交付を受けられる場合がある。

ただし、応募者の申請金額を満額交付できるものではないことに留意すること。助成金の交付時期については令和4年6月下旬頃を想定しているが、状況により前後する場合がある。

イベントの応募に際して、助成金の活用を考えている場合は、事前にまつりつくば大会本部事務局（以下、「事務局」という。）に必ず相談すること。

② 企業等の営利目的及び、政治・宗教的な活動紹介や勧誘を目的としたイベントでないこと。

③ 故意、過失を問わず法律、公序良俗に反するもの、または恐れのあるイベントでないこと。

④ 他人を差別する、もしくは誹謗中傷する、ヘイトスピーチなど、名誉や社会的信用を損なうイベントでないこと。

(募集期間)

第4条 令和4年4月1日（金）から令和4年4月15日（金）

(応募方法)

第5条 「まつりつくば2022イベント申込書」（様式1）及び収支予算書（様式2）を持参または郵送もしくはeメールにて、令和4年4月15日午後5時までに事務

局に提出すること。

【提出先】

<持参または郵送>

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
まつりつくば大会本部事務局 宛て
(つくば市経済部観光推進課内)

<eメール>

fes298@city.tsukuba.lg.jp まつりつくば大会本部事務局 宛て

(審査及び認定)

第6条 応募があったイベントについては、まつりつくば大会本部にて審査を行い、認定・不認定を決定する。

- 2 審査結果については、5月中旬を目安に文書にて通知する。なお、通知時期、通知方法については変更となる場合がある。
- 3 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。

(運営実行委員への参加)

第7条 イベントが認定された団体（以下、「認定団体」という。）の代表者は、イベントの運営及び開催環境整備を目的として組織されるまつりつくば運営実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の委員に委嘱される。

- 2 団体の代表者は、実行委員会に積極的に参加し、まつりつくば全体の運営に寄与するよう努めること。

(実施報告)

第8条 イベントが認定された団体においては、イベントの実施後に報告書を提出すること。様式は任意とするが、実施内容が分かるものであること。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定めることとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。